

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成28年4月7日(2016.4.7)

【公表番号】特表2015-516612(P2015-516612A)

【公表日】平成27年6月11日(2015.6.11)

【年通号数】公開・登録公報2015-038

【出願番号】特願2014-560120(P2014-560120)

【国際特許分類】

H 03M 11/24 (2006.01)

G 06 F 3/023 (2006.01)

G 06 F 3/02 (2006.01)

H 01H 13/712 (2006.01)

H 01H 13/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 3/023 310B

G 06 F 3/02 E

H 01H 13/712

H 01H 13/00 C

【手続補正書】

【提出日】平成28年2月15日(2016.2.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピューティング装置の対応する入力を引き起こすように構成される複数の感圧キーを有する入力装置であって、

前記複数の感圧キーのそれぞれは、スペーサ層によってセンサ基板から離間されるフレキシブル接触層から形成され、

第1の前記感圧キーは、第2の前記感圧キーより、力感受性インクの量を変えることによる構成を通じて、圧力に対して大きい感度を有するように構成される、

入力装置。

【請求項2】

前記第1の感圧キーは、前記第2の感圧キーより、ユーザの1又は複数の指によって押されるとき、少ない圧力を受けやすいキーボードの場所に位置する、

請求項1に記載の入力装置。

【請求項3】

前記第1の感圧キーの前記フレキシブル接触層は、ギャップの配置、導電材料の量、又は表面積を通じて前記第2の感圧キーより電気抵抗を減少させることによって、前記第2の感圧キーより大きい感度を有する、

請求項1に記載の入力装置。

【請求項4】

前記第1の感圧キーの前記フレキシブル接触層は、前記第2の感圧キーにおいて含まれるより多い量の前記力感受性インクを含むことによって、前記第2の感圧キーより大きい感度を有する、

請求項1に記載の入力装置。

【請求項 5】

前記力感受性インクは、前記力感受性インクの抵抗の量が加えられる圧力の量に関連して直接的に変化するように、構成される、

請求項 1 に記載の入力装置。

【請求項 6】

コンピューティング装置の対応する入力を引き起こすように構成される複数の感圧キーを有する入力装置であって、

前記複数の感圧キーのそれぞれは：

センサ基板；

スペーサ層；及び

前記スペーサ層によって前記センサ基板から離間されるフレキシブル接触層であって、前記複数の感圧キーは、力感受性材料の量を変えることによる構成を通じて、互いに、異なる感度を有するように構成される、

入力装置。

【請求項 7】

第 1 の前記感圧キーは、第 2 の前記感圧キーより、ユーザの 1 又は複数の指によって押されるとき、少ない圧力を受けやすいキー ボードの場所に位置し、前記異なる感度がそれに応じて構成される、

請求項 6 に記載の入力装置。

【請求項 8】

前記異なる感度は、ギャップの配置、導電材料の量、又は表面積を通じて電気抵抗を変化させることによって、構成される、

請求項 7 に記載の入力装置。

【請求項 9】

前記力感受性材料は、力感受性インクである、

請求項 6 に記載の入力装置。

【請求項 10】

前記力感受性インクは、前記力感受性インクの抵抗の量が加えられる圧力の量に関連して直接的に変化するように、構成される、

請求項 9 に記載の入力装置。

【請求項 11】

キー ボードであって、

コンピューティング装置の対応する入力を引き起こすように構成される複数の感圧キーを有し、前記複数の感圧キーのそれぞれは：

センサ基板；

スペーサ層；及び

前記スペーサ層によって前記センサ基板から離間されるフレキシブル接触層；を有し、

前記複数の感圧キーは、力感受性材料の量を変えることによる構成を通じて、互いに異なる感度を有するように構成される、

キー ボード。

【請求項 12】

第 1 の前記感圧キーは、第 2 の前記感圧キーより、ユーザの 1 又は複数の指によって押されるとき、少ない圧力を受けやすいキー ボードの場所に位置し、前記異なる感度はそれに応じて構成される、

請求項 11 に記載のキー ボード。

【請求項 13】

前記異なる感度は、ギャップの配置、導電材料の量、又は表面積を通じて電気抵抗を変化させることによって、構成される、

請求項 11 に記載のキー ボード。

【請求項 1 4】

前記力感受性材料は、力感受性インクである、
請求項 1 1 に記載のキー ボード。

【請求項 1 5】

前記力感受性インクは、前記力感受性インクの抵抗の量が加えられる圧力の量に関連して直接的に変化するように、構成される、

請求項 1 4 に記載のキー ボード。